

## 令和8年度 世田谷区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） FAQ

No.	区分	質問	回答
1	対象者	子どもが保育園・幼稚園に通っている場合も、補助対象ですか。	左記いずれのケースでも、補助対象です。
2	対象者	保育の必要性の認定がなくても補助対象ですか。	
3	対象者	育児休業中や在宅勤務をしている場合も、補助対象ですか。	
4	対象者	「障害児」は定義は何ですか。	以下のいずれかの交付を受けているお子さんです。 ◆身体障害者手帳 ◆精神障害者保健福祉手帳 ◆愛の手帳 ◆療育等への通所受給者証
5	対象者	「ひとり親」の定義は何ですか。	原則として、ひとり親家庭等医療費助成、児童育成手当、児童扶養手当のいずれかを受給している方もしくは戸籍謄本でひとり親と確認できる方です。
6	対象者	実家が世田谷区にあり里帰りする場合、補助対象ですか。	ベビーシッター利用日において、申請者及びお子さんが世田谷区に住民登録があることが要件です。そのため、左記のケースで、申請者及びお子さんの住民登録が世田谷区にない場合は、補助対象ではありません。
7	対象者	母親と子どもは区内に住民登録がある一方、父親は他自治体に住民登録があります。父が申請者の場合も、補助対象ですか。	
8	対象者	祖父母や里親も利用できますか。	ベビーシッター利用日において、申請者及びお子さんが世田谷区に住民登録があれば、祖父母や里親でも利用可能です。
9	対象者	病児・病後児保育の場合でも利用できますか。	左記いずれも、事業者によって取扱いが異なりますので、利用予定の事業者にお問い合わせください。
10	対象者	子どもが感染症などの病気の場合の保育でも対象ですか。	
11	対象事業者	どの事業者（ベビーシッター）を使えばいいのでしょうか。	●東京都福祉局のホームページ（「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧」）に記載の事業者の中から選んで、契約・利用してください。 ●利用するベビーシッターが対象かどうかや、研修の受講状況などは、事業者へ直接お問い合わせください。

## 令和8年度 世田谷区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） FAQ

No.	区分	質問	回答
12	対象事業者	事業者と契約する際に、注意すべき点はありますか。	①事前に区のホームページ「ベビーシッターを利用する前に必ずご確認くださいこと」（ページID：30925）をご確認ください。 ②利用する事業者が東京都の認定を受けたベビーシッター事業者か確認してください。 ③契約する事業者に対して、「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ずお伝えください。 ④利用時に必ず事業者から「ベビーシッター要件証明書」を受け取ってください。
13	対象事業者	区が事業者の紹介等をしてくれるのでしょうか。	区が特定の事業者を紹介することはありません。認定事業者のホームページ等をご覧の上で、契約・利用してください。
14	対象事業者	事業者はどのように選べばよいでしょうか。	区のホームページ「ベビーシッターを利用する前に必ずご確認くださいこと」（ページID：30925）に、事業者別に、立入調査の結果や、研修・講習の受講状況を記載していますので、参考にしてください。
15	対象事業者	ベビーシッター予約が取れない場合に、区による斡旋サービスなどはありますか。	区で左記のようなサービスは実施していません。
16	対象期間	令和7年度以前に東京都の認定を受けたベビーシッター事業者を利用した場合、補助対象ですか。	対象は、令和8年4月1日から令和9年3月31日の利用分のため、左記のケースは補助対象ではありません。
17	補助対象	補助対象の料金・費用は何ですか。	保育料に加えて、以下の費用が補助対象となります。 ◆保育提供に係る各種割増料金（早朝・夜間・土日祝日・年末年始、0歳児等） ◆保育に付随する対象児童のみの送迎（園へのお迎え→自宅での保育等） ※保育料とは別に送迎にかかる料金が明記されている場合は対象外

## 令和8年度 世田谷区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） FAQ

No.	区分	質問	回答
18	補助対象	補助対象ではない料金・費用は何ですか。	<p>補助対象ではない料金・費用は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆クーポン・ポイント等の利用による割引料金</li> <li>◆交通費</li> <li>◆付随サービス費（家事援助・兄弟姉妹の送迎等）</li> <li>◆入会金、申込金、月会費・年会費</li> <li>◆お子さんの体調不良等によるキャンセル料</li> <li>◆沐浴</li> <li>◆送迎にかかる料金</li> <li>◆保険料</li> <li>◆消耗品購入費用（おむつ代等）</li> <li>◆産前・産後ケア</li> <li>◆事前面談料</li> <li>◆口座振替手数料</li> </ul>
19	補助対象	ベビーシッターが保育をしながら別の業務（家事等）をする場合、補助対象ですか。	<p>左記のケースは補助対象外です。ただし、以下①・②いずれも満たす場合に限り、保育に従事した時間のみ、補助対象とします。</p> <p>①保育に従事する時間と、家事に従事する時間が明確に分かれている。</p> <p>②領収書や利用明細書等でそのことが利用明細書等で確認できる。</p>
20	補助対象	利用料金に、保育提供対価以外の費用（会費等）が含まれている場合、どの部分が補助対象ですか。	<p>領収書や利用明細書等で、保育提供対価に該当する部分が明確になっていれば、その部分が補助対象です。</p>
21	補助対象	クーポン・ポイント等の利用により、割引料金で利用した場合も、補助申請できますか。	<p>クーポン・ポイント等の利用による割引後の料金のうち、保育提供対価は補助対象のため、補助申請できます。</p>
22	補助対象	クーポン・ポイント等の利用による割引があった場合、どの部分が補助対象ですか。	<p>割引後の料金のうち、保育提供対価に該当する部分が補助対象です。なお、領収書や利用明細書等に割引の詳細の記載がない場合、利用したクーポン・ポイント等の内容が分かる資料を添付してください。</p> <p>※兄弟姉妹で利用した場合、クーポン・ポイント等の利用による割引額は、原則として、均等に差し引きます。</p>

## 令和8年度 世田谷区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） FAQ

No.	区分	質問	回答
23	補助金額	日中（午前7時から午後10時まで）と夜間（午後10時から午前7時まで）、両方の時間帯で利用した場合、補助対象時間・補助金額はどうなりますか。	補助対象時間は、日中・夜間の合計利用時間と、年度内上限時間を比較していずれか低い方です。補助金額は、以下の手順で計算します。 ①日中・夜間利用時間のそれぞれの時間数に各補助上限額（日中：2,500円/1時間、夜間：3,500/1時間）を乗算して合算し、補助上限額を計算します。 ②同一申請内の保育料の合計からクーポン等の額を引いて、補助対象保育料を計算します（※日中・夜間を合算）。 ③補助対象保育料と補助上限額を比較し、いずれか低い方が補助申請額です。
24	補助金額	生活保護世帯や住民税非課税世帯等を対象とした、費用の全額補助の仕組みはありますか。	左記のような仕組みはありません。
25	利用時間	1時間未満の利用も補助対象ですか。	1時間未満の利用も補助対象です。
26	利用時間	日ごと・月ごとに利用上限はありますか。	日ごと、月ごとの利用上限時間はありません。同一年度内における児童1人あたりの上限時間を超えない範囲で、自由に利用できます。
27	利用時間	同一年度内の利用時間が、上限時間に満たない場合、翌年度に繰り越すことはできますか。	上限時間は、年度ごとに定められているため、左記のケースでも、翌年度に繰り越すことはできません。
28	利用時間	現時点の累計利用時間はどのように確認できますか。	補助金交付時に送付する交付決定通知書に当年度の累計利用時間数を記載していますので、そちらからご確認ください。
29	利用時間	前に住民登録があった自治体でも、この事業の補助金を受け取っていた場合、児童1人あたりの上限時間はどのように扱いますか。	同一年度内に別の自治体での利用がある場合、その時間を上限時間から差し引いて計算します。 （例）前自治体で50時間利用は、世田谷区での上限時間は、94時間（144-50）。 保護者の方に作成いただく利用内訳表右上の記載欄に前の自治体での利用時間をご記載ください。

## 令和8年度 世田谷区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） FAQ

No.	区分	質問	回答
30	利用時間	ひとり親家庭ではなくなったり、子どもが「障害児」の要件を満たさなくなったりした場合、児童1人あたりの上限時間はいつから変わりますか。	ひとり親家庭ではなくなったり、子どもが「障害児」の要件を満たさなくなったりした場合の児童1人あたりの上限時間は、以下のとおりです。 ◆ひとり親家庭ではなくなったり、子どもが「障害児」の要件を満たさなくなったりした月の末日まで…288時間 ◆翌月以降 …144時間 ※既に144時間を超えている場合、当該年度中の利用は、補助対象となりません。
31	利用時間	ひとり親家庭になったり、子どもが「障害児」の要件を満たしたりした場合、児童1人あたりの上限時間はいつから変わりますか。	ひとり親家庭になったり、子どもが「障害児」の要件を満たしたりした場合の児童1人あたりの上限時間は、以下のとおりです。 ◆ひとり親家庭になったり、子どもが「障害児」の要件を満たしたりした月の末日まで…144時間 ◆翌月以降 …288時間
32	保育体制	共同保育とはどのような保育ですか。	児童をベビーシッターと保護者が一緒に保育することです。共同保育として補助対象とするためには、保育を行う保護者の人数とベビーシッターの人数の合計が、未就学児の人数以上であることが必要です。 なお、共同保育を行う場合は、事前に事業者と契約による同意が必要です。
33	保育体制	共同保育の場合、ベビーシッターは何人必要ですか。	保護者とベビーシッターの合計人数が、保育する未就学児の人数以上であれば補助対象です。たとえば未就学児2人を保護者1人・シッター1人で保育する場合は要件を満たします。未就学児3人以上の場合も、シッターと保護者の合計人数が未就学児の人数以上であれば補助対象です。 なお、保護者が複数名で共同保育を行う場合は、事前に事業者へ可否をご確認ください。
34	保育体制	共同保育の場合の補助額はどのように計算されますか。	全時間にわたり共同保育を行った場合は、保育料総額をお子さんの人数で均等割りした金額が、各児童の補助対象保育料となります。クーポン・ポイント等の割引額についても、同様に均等割りして各児童に按分します。利用時間の一部のみ共同保育を行った場合は、保育料および割引額のいずれも、各児童の利用時間に応じた按分額をもとに補助対象保育料を算出します。

## 令和8年度 世田谷区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） FAQ

No.	区分	質問	回答
35	保育体制	保護者なしでベビーシッター1人が複数の子どもを保育する場合も補助対象になりますか。	原則として補助対象外です。ただし、未就学児1人と小学生以上の兄弟姉妹を同時に預ける場合は、ベビーシッター1人による保育でも補助対象となります。未就学児を複数人預ける場合は、その人数と同数のベビーシッターの配置が必要です。
36	保育体制	兄弟姉妹を含めた複数の子どもを預ける場合も、ベビーシッターは1人でいいですか。	原則として、未就学児1人に対しベビーシッター1人の配置が必要ですが、以下【例外】に該当するケースで、兄弟姉妹が本事業の対象児童の場合、兄弟姉妹を含めた複数人分の保育料が補助対象です。 【例外1】保護者とベビーシッターによる共同保育（保護者がベビーシッターとともに常時保育に関わること）の場合 【例外2】小学生以上の兄弟姉妹を含む複数人を預ける場合 （未就学児を複数預ける場合は、その人数と同数のベビーシッターの配置が必要）
37	補助金申請	利用前に区への申請は必要ですか。	利用開始前の区への申請は不要です。
38	補助金申請	1回の申請で、複数回の利用分をまとめて申請することはできますか。	左記申請も可能です。
39	補助金申請	兄弟姉妹で利用した場合、きょうだい分をまとめて申請することはできますか。	児童1人あたりの上限時間があるため、お子さんごとに申請してください。
40	補助金申請	以前の申請時と同じベビーシッターを利用した場合も、「ベビーシッター要件証明書」の提出は必要ですか。	要件証明書は、申請の都度、提出が必要です。
41	補助金申請	領収書と利用明細書が一つの書類にまとまっても、提出書類として認められますか。	領収金額、児童名、利用時間、ベビーシッター名等の必要な事項が記載されていれば、1枚にまとまっても問題ありません。
42	補助金申請	事業者から発行される領収書は父親名義、補助金交付申請書の申請者は母親名義とすることはできますか。	左記申請も可能です。
43	補助金申請	申請者は母親ですが、父親の口座に振り込むことはできますか。	左記対応も可能です。

## 令和8年度 世田谷区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） FAQ

No.	区分	質問	回答
44	補助金申請	複数月利用した場合、申請書や利用内容内訳表は月ごとに作成する必要がありますか。	申請書および利用内容内訳表は、申請ごとにまとめて1枚作成してください。
45	補助金申請	利用料金をクレジットカードで支払っているため、領収書が申請期限に間に合わない場合どうすればいいですか。	カード会社によっては、領収書、利用明細等が申請期限に間に合わないことも想定されます。補助金交付申請書兼口座振替依頼書とベ
46	補助金申請	ベビーシッターを利用した時点では、住民登録が世田谷区にありましたが、現在は世田谷区外に転出しました。申請はどちらの自治体に対してすればいいですか。	世田谷区に住民登録があるときの利用分は、世田谷区に対して申請してください。その際、現在の住所とともに、世田谷区在住時の住所も付記してください。
47	補助金申請	補助金振込先の銀行口座は、どの金融機関が使えますか。	全国銀行協会加盟の金融機関を利用できます。
48	補助金申請	申請書類の作成について不明な点がある場合は、どちらに相談すればよいですか。	申請書類の作成について不明な点がある場合は、世田谷区ベビーシッター事務センター（03-4455-5321）にお問い合わせください。なお、申請書類の提出は、電子申請によりお願いします。 ※区の窓口（区役所本庁舎、子ども家庭支援センター、総合支所、出張所、まちづくりセンター等）では、申請書類の作成に関する相談や申請書類の提出などは、受付できません。
49	その他	交付を受けた補助金は、所得税等の課税対象ですか。	令和3年度の税制改正により、本事業の補助金は非課税対象です。
50	その他	この補助事業は、来年度以降も継続されますか。	東京都の制度を活用しているため、今後、都制度が見直された場合は、事業内容の変更等が生じる可能性があります。